

## ご回答書

平成 24 年 9 月 24 日

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 2 丁目 18 番 22 号三博ビル 8 階

特定非営利活動法人

あいち消費者被害防止ネットワーク 御中

〒444-0864

岡崎市明大寺町道城ヶ入 3 4 番地 1 8

坂口法律事務所

株式会社犬の家代理人

弁護士 坂 口 良 行

弁護士 黒 瀬 裕 司

TEL 0564-54-5466

FAX 0564-54-5663



### 記

第 1 貴法人の平成 24 年 8 月 22 日付け申入書に対して、次の通り回答します。

#### 1 瑕疵担保責任について

##### ・死亡、先天的障害の場合

「生体引渡後 3 ヶ月以内に病気により死亡に至った場合、もしくは 3 ヶ月以内に飼育上重大な支障をきたす先天性障害があった場合、1 回に限り、その生体価格と同等の生体提供または生体価格の半額をお返しします。（その場合は、日付及び獣医師署名入りの診断書が必要になります。また、代替の生体が当該ペットの売買代金を上回る場合は差額をお支払い頂きます。）

##### ・病気、負傷の場合

「6 種ワクチン接種による予防ができず同種の病気に感染した場合、または、飼育上重大な支障をきたす病気・ケガが見つかった場合、生体引渡後、3 ヶ月以内に要した治療費を 1 日最大 5 千円、期間内で最大 5 万円を上限として補助します。（3 ヶ月以内の入院・通院に限ります。補助の際は、引き渡し以前から



病気・ケガだったとの獣医師の診断書が必要となります。なお、本販売契約書の特記事項で告知した病気・ケガを除きます。）」

以上の通り、平成24年10月中旬の売買より契約書の条項を改定します。

## 2 債務不履行責任、不法行為責任について

「ペット販売契約に関し、当店は、故意又は重大な過失のある場合を除き、本売買契約書に記載された以外の債務不履行責任及び不法行為責任は負いません。この場合の当店の責任は、契約書に記載の犬の家パックスの保障、及び治療費補助の保障に限定します。」と改定します（時期は前述と同じ）。

## 第2 犬の家からの主張

### 1 瑕疵担保責任の生体提供について

貴法人は、「ペットの売買はペットの個性に着目して取引がなされており、しかも、いったん引き取り、飼育を始めた以上は、その個性はいつそう重要なものになるため、代替物をもってしてはどうてい『当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足る代物給付』となるものではありません。」と主張されています。

まず、売買の目的物が、特定物売買であるのか、不特定物売買であるのかによって、売買の目的物に問題があった場合の処理は、異なると思われます。特定物か不特定物かは、具体的な取引において、物の個性に着目したのか、それとも種類に着目したのかによって区別されると思います。当事者が、特定の犬（例えば、チャンピオン犬の両親から生まれた血統書付きの良犬等）だから売買したのか、それともその犬ではなくとも同じ種類の犬でもよいということが売買の前提であったのかということであると思われます。特定物と不特定物の区別は、あくまで当事者の主観的な区別であると解されます。

不特定物売買に瑕疵担保責任が適用されるかにどうかについては、判例学説上、争いがあります（不特定物売買には瑕疵担保責任が適用されないというのが学説の多数説）。その点はおいても、必ずしも、犬の家のペットの売買の全てが、特定物売買に該当するものではありません。逆に、ペットの種類に着目して購入される顧客がほとんどです。血統書付きのペットの売買もないではあ



りませんが、犬の家の基本的な販売方針とは異なります。従って、貴法人が主張される「ペットの売買は、ペットの個性(?)に着目して取引がなされており」とする点は、ペット売買の実情を把握していないことを前提としている主張です。例えば、生後1ヶ月位のプードル犬を購入した場合、具体的に、そのプードル犬のどのような個性に注目して売買したのかを想定されたい。顧客としては、「プードル犬としてかわいいから購入した」とか、「小さい犬だから購入した」とか、「室内で飼えるから購入した」と答えるのが殆どでしょう。それを「個性」と言いますか?それ以外に「具体的に個性」に着目したと主張する場合の「個性」とは何かを明らかにすることは、とりわけ、生後間もない犬に着目することは困難であると思われまます(例えば、「曲芸ができる犬だから購入した」といえば、その犬の『個性』に着目して購入した」とは言えるでしょうが。通常は、極めて特殊な場合に限られるでしょうが。)

東京地裁平成16年7月8日付き判決は、ペットの犬を業者から購入したところ、1年10ヶ月経過後に突発性てんかんと診断されたことを理由に債務不履行、瑕疵担保責任に基ずく損害賠償を請求した事案で、「本件では、病気治療保障(購入日より2週間以内に発病し48時間以内に指定医に持ち込まれたときに治療費を負担)、先天的欠陥保障(購入日より3ヶ月以内又は生後5ヶ月以内に申し出があった場合代犬を提供する)があり、それ以外の場合を免責するものであり、すべてを免除するものではないから、消費者契約法8条1項1号、8条1項2号、10条により無効にはならない」と判示しています(消費者契約法判例集に掲載)。

また、経済企画庁が平成12年9月に出した逐条解説「消費者契約法」【事例集】においては、「1ヶ月以内に死亡した場合、代犬をお渡ししますが、返金には応じません。(ペットの販売の例)」という事例では、「瑕疵のない物を提供することとしているので、第8条2項1号に該当し、無効とはならない、としています。

従って、代犬の提供は、基本的に消費者契約法に反しないものと考えています。

但し、犬の家の顧客の中には、上述の特殊な場合の売買をする方もおられる



ので、代犬提供のほかに、生体代金の半額返金の保障も用意しています。これは、顧客が選択できます。

2 飼育上、重大な支障をきたす病気、負傷の場合について

貴法人のご指摘の通り、従前の契約書では、病気、負傷については、何らの手当がされていませんでした。

今回の改定により、引き渡し前に罹患していた飼育上、重大な支障をきたす病気、引き渡し前から有していた負傷について、引き渡し後3ヶ月以内の入院・通院の治療費に限り、1日あたり5000円までの治療費の保障、最大合計5万円の保障を付加しました。

3 犬の家に故意又は重大な過失がある場合について

この問題についての規定は、従前の契約書では、何も記載していませんでした。しかし、法の一般原則から、不法行為、債務不履行の場合に、故意又は重大な過失がある場合は、免責されないことは、十分承知しています。

今回の改定で、この点を明確にするために、契約書の「5 その他 (3) において」「ペット販売契約に関し、当店は故意又は重大な過失のある時を除き」として、故意又は重過失のある場合にはいかなる免責もされないことを明示し、更に、軽過失の場合には、契約書に記載されている「犬の家パックスの保障（生体提供又は生体代金の半額保障）、治療費補助の保障」に限定しますと表現しました。

第3 以上の通り回答します。

なお、平成24年10月下旬に改定予定の売買契約書のサンプルを同封します。

また、株式会社犬の家に対するご質問、ご意見、ご主張等については、当法律事務所が代理人として受任していますので、当法律事務所宛にご連絡願います。

以上。